

畜産特別資金利子補給関係

目 次

I 令和7年度における畜産リノベ資金及び酪肉支援資金貸付け の一般的なスケジュール	1
II 畜産特別資金の利子補給業務に当たっての留意事項	2
III 利子補給事務に関する「一問一答」	3

I 令和7年度における畜産リノベ資金及び酪肉支援資金貸付けの一般的なスケジュール

	貸付に係る主な手続き	畜産リノベ資金及び酪肉支援資金			
		5月貸付	8月貸付	11月貸付	2月貸付
1	① 道府県内の事業説明会の開催 ② 借入希望者の改善計画の作成 ③ 資金需要の把握	3月～4月	6月～7月	9月～10月	12～1月
2	① 都道府県の審査（審査委員会の開催） ② 中央畜産会の都道府県別ヒアリング	4月～5月	7月～8月	10月	1月
3	資金融通事業計画書作成・農畜産業振興機構協議	4月～5月	7月～8月	10～11月	1月～2月
4	① 同上 農畜産業振興機構承認 ② 知事等の経営改善計画・支援計画の承認	5月	8月	11月	2月
5	貸付実行	5月末	8月末	11月末	2月末
6	融資機関は中央畜産会へ貸付実行状況報告書の提出	6月末まで	9月末まで	12月末まで	3月末まで
7	貸付実績報告書の提出 信連等は、毎年度、当該年度に実施した融資実績と利子補給金実績を中央畜産会会長に提出	翌年度の4月10日まで			

（注）貸付実行日が融資機関の休業日となった場合は翌営業日とする。

Ⅱ 畜産特別資金の利子補給業務に当たっての留意事項

畜産特別資金の利子補給に係る業務に当たっては、利子補給金の適正・円滑な交付のため、下記事項について特に留意して下さい。

1. 貸付実行報告書の提出期限の厳守

- (1) 畜産リノベ資金及び酪肉支援資金の貸付実行報告書の提出期限は、5月貸付の場合6月末、8月貸付の場合9月末、11月貸付の場合12月末、2月貸付の場合3月末までに中畜産会に貸付実行報告書が到着するように定められています。
- (2) この貸付実行報告書の提出が遅れると、電算処理の作業が円滑に進められず、全国統一的に行われている融資機関の利子補給金の請求、支払事務に支障を来すこととなります。ついては、畜産特別資金に係る貸付実行報告書は、定められた提出期限までに提出して下さい。

2. 異動報告書、経営中止状況報告書等の早期提出

- (1) 貸付実行状況報告書、利子補給額等計算書、異動修正計算書の内容に異動が生じた場合には、速やかに中央畜産会に報告してください。
特に、その年度の利子補給金の請求金額の修正を伴う案件は、報告漏れがないよう点検を行い、未提出のものが判明した場合には利子補給金請求書の提出期限の30日前までに、確実に中央畜産会に到着するように報告してください。
- (2) 畜産特別資金借受者が経営を中止した場合、計画の承認の取消しをした場合には、所定の報告書を速やかに中央畜産会に提出してください。
融資機関は、内部部署での連絡・連携を行い、繰上償還・経営中止等の報告を的確に処理し、計算対象期間直後（計算対象期間経過後2か月以内に利子補給金請求）に全貸付対象者について残高確認、異動の有無、報告漏れがないかを点検しておく必要があります。

3. 貸付残高の確認

- (1) 融資機関からの貸付実行状況報告書に基づき、中央畜産会は電算処理を行った上で都道府県、信農連等、融資機関にそれぞれ計算書（償還計画額、利子補給額）を送付しています。
- (2) 融資機関は、その計算書と農協の貸付金管理台帳等とを照合、確認したうえで、利子補給金の請求を行うのが通例です。
しかし、一部の融資機関においては計算書と農協の貸付金残高との照合を行わず、償還額、利子補給額、貸付金残高が相違したままで処理し、後日相違が判明するケースが見られます。
ついては、都道府県、信農連等による融資状況調査等において、この点にも注意して指導するようお願いします。
よく見られる誤りは、①償還額の単位の誤り（償還額は千円単位とされていますが、農協では百円あるいは万円単位としているケース）、②償還額の端数の処理の誤り（千円単位の均等償還で端数があれば、必ず初年度に加算）、③一部繰上償還の処理の誤り等です。

Ⅲ

利子補給事務に関する「一問一答」集

この一問一答では次のような略称を使用しています。

要綱	畜産特別支援資金融通事業実施要綱（農畜産業振興機構制定）
要領	畜産特別資金融通事業実施要領（農畜産業振興機構理事長承認、中央畜産会制定）
信農連等	都道府県の信用農業協同組合連合会等
農協	農業協同組合
畜産特別資金	要綱別表 1 に定める畜産農家向けの長期・低利借換資金の総称
畜産リノベ資金（大家畜）	大家畜特別支援資金（令和 5～9 年度貸付金）
畜産リノベ資金（養豚）	養豚特別支援資金（令和 5～9 年度貸付金）
酪肉支援資金	酪農・肉用牛担い手緊急支援資金
大家畜特別（改）資金	大家畜特別支援資金（平成 30～令和 4 年度貸付金）
養豚特別（改）資金	養豚特別支援資金（平成 30～令和 4 年度貸付金）
大家畜特別（新）資金	大家畜特別支援資金（平成 25～29 年度貸付金）
養豚特別（新）資金	養豚特別支援資金（平成 25～29 年度貸付金）
改善緊急支援資金	畜産経営改善緊急支援資金
大家畜特別（前）資金	大家畜特別支援資金（平成 20～24 年度貸付金）
養豚特別（前）資金	養豚特別支援資金（平成 20～24 年度貸付金）
大家畜改善資金	大家畜経営改善支援資金
大家畜活性化資金	大家畜経営活性化資金
「異動報告書」	要領に定める貸付実行状況等異動報告書
「異動修正計算書」	要領に定める償還計画額・利子補給額異動修正計算書
「契約締結申込書」	要領に定める融資機関から提出する〇〇〇資金融通事業利子補給契約締結申込書
「信農連の委託要領」	畜産特別資金融通事業都道府県信用農業協同組合連合会等事業委託要領（平成 25 年 4 月 10 日付け 25 年発中畜第 17 号）

〈 一問一答 目次〉

1 県及び信農連等関係

- 問1 畜産リノベ資金及び酪肉支援資金を取り扱う融資機関として、銀行、信用金庫及び信用協同組合を指定した場合の事務処理は、どのようにしますか。…………… 7
- 問2 畜産リノベ資金及び酪肉支援資金の約定償還に係る「償還状況報告書」を提出することになっていますが、これはどのような取扱いになっていきますか。…………… 8
- 問3 畜産リノベ資金及び酪肉支援資金の貸付実行日と利子補給金計算期間について説明して下さい。…………… 9
- 問4 畜産特別資金の利子補給金の支払いは、どのようになっていますか…………… 12
- 問5 畜産特別資金に係る計画の承認取消しを行った場合の事務処理、利子補給金の交付はどのようになりますか。…………… 13
- 問6 融資機関から中央畜産会に提出する書類は、信農連等から直接送付することとされていますが、提出期限等はどのようになっていますか。…………… 15
- 問7 信農連等が中央畜産会から利子補給業務を受託するときの手続きは、どのようになっていますか。また、一部信農連の農林中金への統合により、信農連の委託はどのように変わりますか。…………… 16
- 問8 利子補給事業と「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」との関係はどのようになっていますか。…………… 18

2 融資機関関係

- 問1 畜産リノベ資金及び酪肉支援資金の貸付けを予定しています。利子補給を受けるために必要な利子補給契約についての手続きについて教えてください。…………… 19
- 問2 畜産リノベ資金及び酪肉支援資金の貸付けを実行しました。利子補給関係業務についてどのような書類を提出したらよいでしょうか。…………… 21
- 問3 畜産リノベ資金及び酪肉支援資金の貸付日については、要綱に具体的な期日を定めるとともに、「畜産情勢等を勘案し理事長が別に定めることが出来るものとする。」と定められていますが、具体的な期日はどのようになっていますか。…………… 23
- 問4 畜産リノベ資金及び酪肉支援資金の償還方法は、どのようになっていますか。…………… 24

問5	畜産リノベ資金及び酪肉支援資金の貸付対象者の償還計画額は、どのようにして設定されますか。 ……………	25
問6	融資機関に交付される畜産リノベ資金及び酪肉支援資金の年度ごとの利子補給額は、どのようにして計算されていますか。 ……………	26
問7	利子補給金計算期間について説明して下さい。 ……………	27
問8	畜産特別資金の利子補給金「請求書」の様式中「令和〇〇年度分」の表示がありますが、これについて説明して下さい。 ……………	28
問9	畜産特別資金の利子補給率等は、各資金の貸付時の金利情勢を勘案して定められていると聞いていますが、現在、貸付中の資金の利子補給率等は、どのようになっていますか。 ……………	29
問10	要領第1の6の(3)に利子補給金請求書は、中央畜産会から送付された「利子補給額等計算書」又は「異動修正計算書」に基づき作成するものとなりますが、この両計算書について説明して下さい。 ……………	30
問11	利子補給金の交付停止の規定に該当した場合及び繰上償還等により貸付残高に異動が生じた場合の事務処理について教えて下さい。 ……………	31
問12	「異動報告書」は「貸付実行報告書及び利子補給額等計算書並びに貸付対象者別償還計画額・利子補給額計算書の内容に異動が生じた場合速やかに提出する」と要領に定めてありますが、この報告が遅れた場合、利子補給金請求にどのような支障が生じますか。また、提出期限はありますか。 ……………	33
問13	経営を中止した者について継続確認申請の認定を受けた場合の事務処理について教えて下さい。 ……………	34
問14	約定償還日に任意の約定償還があった場合、また、約定償還日の到来前に約定償還分の償還（いわゆる約定償還額の内入れ）があった場合は、どのように処理したらよいですか。 ……………	38
問15	畜産特別資金について経営改善計画の承認取消しがありました。どのように処理したらよいですか。 ……………	39
問16	畜産特別資金の償還途中で、融資機関から繰上償還請求があり期限の利益を喪失した場合の貸付実行状況等異動報告書における利子補給中止の事由発生との関係はどのようになりますか。 ……………	41

問17	繰上償還で千円未満の金額の償還がありました。貸付実行状況等異動表の異動修正欄の金額は千円単位となっておりますが、どのように処理したらよいですか。	42
問18	利子補給金請求書は中央畜産会から送付を受けた「利子補給額等計算書」又は「異動修正計算書」に基づき作成すると要領にありますが、作成の考え方を教えてください。	43
問19	利子補給金の請求に当たって、「事務チェック表」を添付して提出するのは、どうしてですか。	44
問20	利子補給金の「請求書」の提出期限は、どのようになっていますか。	46
問21	請求した利子補給金は、いつ頃、融資機関に送金されますか。	47
問22	受領済の利子補給金の返還を必要とする事例が発生しました。事務処理について教えてください。	48
問23	農協合併がありました。合併農協中に畜産特別資金取扱融資機関がある場合の事務処理を教えてください。	49
問24	融資機関が合併した場合の利子補給に係る電算処理システムは、どのようになっていますか。	50
問25	畜産特別資金の借入者が高齢のため経営委譲しました。どのような手続きが必要ですか。	51
問26	融資機関等が提出することになっている要領に定める諸様式は、中央畜産会から送付されるのですか。	52
問27	利子補給事業の関係書類の整備保管は、何年間ですか。	53

1 県及び信農連等関係

(問1) 畜産リノベ資金及び酪肉支援資金を取り扱う融資機関として、銀行、信用金庫及び信用協同組合を指定した場合の事務処理は、どのようにしますか。

(答)

都道府県知事が畜産リノベ資金及び酪肉支援資金の融資機関として、銀行、信用金庫及び信用協同組合を指定したときは、要領第1の3の(1)のなお書により中央畜産会に通知することとなっています。

様式は特に定めていませんので、適宜の様式により指定後速やかに通知して下さい。

(説明)

畜産特別資金融通事業実施要領第1の3の(1)の規定は、次のとおりです。

(1) 利子補給契約の締結

畜産特別資金の貸付けを行おうとする融資機関は、別紙様式第1号の1又は第1号の2の畜産特別資金利子補給契約締結申込書に同様式第2号の1又は第2号の2の畜産特別資金利子補給契約書を2部添えて公益社団法人中央畜産会会長以下「会長」という。)に提出し、利子補給契約を締結するものとする。

なお、都道府県知事は、畜産特別資金の貸付けを行う融資機関として銀行、信用金庫及び信用協同組合を新たに指定したときは、速やかに会長に通知するものとする。

(問2) 畜産特別資金の約定償還に係る「償還状況報告書」を提出することになっていますが、これはどのような取扱いになっていますか。

(答)

畜産特別資金について、要領第1の6の(3)により約定償還に係る「償還状況報告書」を提出することになっていますが、これは畜産リノベ資金(令和5年度措置)や酪肉支援資金(同7年度創設)のみならず、大家畜活性化資金、大家畜改善資金、大家畜・養豚(前)特別資金、大家畜・養豚特別(新)資金、改善緊急支援資金及び大家畜・養豚特別(改)資金についても、約定償還日の翌日から利子補給の対象残高から外れる約定償還額の実際の償還状況を把握する必要があることから徴求しているものですので、次の様式により各資金ごとに「約定償還額の償還状況報告書」を作成し、利子補給金請求書に添付して提出してください。

(別紙様式第10号の1又は第10号の2)

〇〇〇〇資金約定償還額の償還状況報告書
(令和 年度分)

応答日型

12月型

(該当のものに○印のこと)

番 号

年 月 日

公益社団法人 中央畜産会会長 殿

(信用農業協同組合連合会代表理事理事長 殿)

所在地

融資機関名

代表者氏名

畜産特別資金融通事業実施要領第1の6の(3)の規定に基づき、報告します。

貸付年度	当期約定 償還額 千円	うち期中延滞		期末延滞		期中の受入 代弁額 千円
		人数 人	金額 千円	人数 人	金額 千円	

- (注) 1. 約定償還額の延滞していない場合は、貸付年度及び約定償還額のみ記入すること。
2. うち期中延滞欄には、当期約定償還額の延滞した者について、人数とその額を記入する。
3. 期末延滞欄には、貸付当初から当年度までの累計された延滞について人数とその額を記入す。

(問3) 畜産リノベ資金及び酪肉支援資金の貸付実行日と利子補給金計算期間について説明して下さい。

(答)

1. 資金の貸付日は、要綱により次のとおり定められていますから、貸付実行日はこれにより設定することになります。

県における具体的な貸付実行日は、利子補給金請求事務との関連もあり県内で統一日とすることが望ましいので、中央畜産会においても、指導をお願いしているところです。

1) 畜産リノベ資金

要綱別添1の第2の3の(2)の規定は、次のとおりです。

(2) 貸付日

大家畜・養豚特別支援資金の貸付日は、(1)のエの経営改善計画の承認後であって毎年度、原則として5月31日及び11月30日とするが、畜産情勢等を勘案し理事長が別に定めることができるものとする。

2) 酪肉支援資金

同第3の3の(2)の規定は、次のとおりです。

(2) 貸付日

酪農・肉用牛担い手緊急支援資金の貸付日は、(1)のエの担い手経営改善計画の承認後であって、原則として5月31日、8月31日、11月30日及び2月28日とするが、畜産情勢等を勘案し理事長が別に定めることができるものとする。

3) 中央畜産会での取扱いは、次のとおりです。

貸付実行が融資機関ごとにまちまちになることは、信農連等の利子補給金請求書の審査事務及び県の利子補給確認事務が繁雑になりますので、関係者協議の上、毎年度ごとに貸付実行日を統一して下さい。

2. 利子補給金計算期間

利子補給金は、貸付資金ごとに毎年度1回融資機関に交付していますが、この利子補給金の計算の基になる期間を利子補給金計算期間といいます。

この利子補給金計算期間の取り方により、①応答日型、②12月型の2つがあります。

ア 応答日型

応答日型は、償還日の翌日から次の償還日までを利子補給金計算期間とするもの

です。

(ア) 償還日を貸付日から1年後とした場合

毎年度、貸付応答日（初年度は貸付日）から貸付応答日の前日までを計算期間とします。

(イ) 償還期日を貸付日から1年以内の特定の日とした場合

初年度は、貸付実行日から約定償還日まで、翌年度以降は約定償還日の翌日から次の約定償還日までを計算期間とします。

イ 12月型

毎年、1月1日から12月末日までを計算期間とするものです。

したがって、初年度は貸付実行日からその年の12月末日までを、また、最終年は1月1日から約定償還日までを計算期間とします。

3. 県内で統一した利子補給計算期間の設定

利子補給計算期間が、貸付年度、融資機関ごとにバラバラになることは利子補給関係事務が繁雑になるため、これを回避する観点から関係機関が協議して利子補給請求方式と約定償還日を統一するという方法もあります。

4. 利子補給金の請求時期

利子補給金請求書の提出期限は、要領第1の6の(3)で別に定めることとしており、その内容を例示すると下表のとおりです。

令和7年度貸付実行に係る分の例

(ア) 応答日型（毎年度貸付応答日の前日までを利子補給金の計算期間とするもの。）

請求区分	利子補給金の計算期間	利子補給金請求書の提出期限
初年度請求分	貸付日から令和8年の貸付応答日の前日まで	令和8年7月末日（5月貸付） 令和9年1月末日（11月貸付）
第2年度請求分	令和8年の貸付応答日から令和9年の貸付応答日の前日まで	令和9年7月末日（5月貸付） 令和10年1月末日（11月貸付）
第3年度以降最終年度までの請求分	第2年度請求分より順次1年を繰り下げた年月日とする	第2年度請求分より順次1年を繰り下げた年月日とする

(注) 利子補給金請求書の提出期限は、中央畜産会に到着する日とする。

(イ) 12月型（毎年12月末日までを利子補給金の計算期間とするもの。）

請求区分	利子補給金の計算期間	利子補給金請求書の提出期限
初年度請求分	貸付日から令和7年12月31日まで	令和8年2月末日
第2年度請求分	令和8年1月1日から令和8年12月31日まで	令和9年2月末日
第3年度以降最終年度の前年度までの請求分	第2年度請求分より順次1年を繰り下げた年月日	第2年度請求分より順次1年を繰り下げた年月日とする
最終年度請求分	最終年度の1月1日からその年の貸付応答日の前日まで	同上

(注) (ア) の (注) に同じ。

(問4) 畜産特別資金の利子補給金の支払いは、どのようになっていますか。

(答)

中央畜産会は、信農連等から提出された「利子補給金請求書」(県には、中央畜産会に提出した旨、報告する。)を審査し適正と認められた場合、交付決定額、支払予定日等を記載した交付決定通知書に支払調書(融資機関別交付額の明細)を添付して信農連等に対して行います。

この交付決定通知は、支払予定日のおおむね1週間前までに信農連等に到着するように送付します。

利子補給金の支払いは、中央畜産会から特別の連絡がない限り、交付決定通知書の支払予定日に信農連等指定口座に営業開始時間直後に電信振込みされるので、関係融資機関に直ちに振込みを行い得るよう準備しておき、中央畜産会からの支払日に融資機関指定の口座に振り込むことにして下さい。

なお、県等に対する通知は、信農連等への交付決定通知書の写しを添えて同時に行います。

(参考)最近の支払状況は、次のとおりです。

年度	請求書提出期限	中央畜産会からの送金年月日
令和4年度	4.4.28	4.6.29
	4.5.31	
	4.7.29	4.8.30
	4.10.31	4.11.29
	5.1.31	5.2.27
	5.2.28	5.3.30
令和5年度	5.4.28	5.6.29
	5.5.31	
	5.7.31	5.8.30
	5.10.31	5.11.29
	6.1.31	6.2.28
	6.2.29	6.3.28
令和6年度	6.4.30	6.6.27
	6.5.31	
	6.7.31	6.8.29
	6.10.31	6.11.28
	7.1.31	7.2.27
	7.2.28	7.3.28

(問5) 畜産特別資金に係る計画の承認取消しを行った場合の事務処理、利子補給金の交付はどのようになりますか。

(答)

畜産特別資金は、要綱において、計画の承認取消しとなった場合、利子補給金の交付を行わないこととする規定が設けられています。これにより、要領でも計画の承認取消しとなった場合の利子補給金の交付の停止に関する取扱いを定めています。

知事等は、計画の承認取消しをした場合は、別紙様式により報告して下さい。

(説明)

畜産リノベ資金の場合の関係規定は、次のとおりです。

○ 要綱別添1の第2の3の(6)

(6) 利子補給事業の停止

ア 公募団体は、2の(12)のアの規定により借入者の経営改善計画の承認が取り消された場合又は借入者が大家畜又は養豚経営を中止した場合には、それ以降融資機関に対し、当該借入者への貸付けに係る利子補給金の交付を行わないものとする。

イ 略

○ 要領第1の4の(4)

(4) 利子補給の停止

中央畜産会は、(2)により経営改善計画の承認が取り消された場合にあっては当該取消認定日から、(3)により借入者が経営を中止した場合にあってはその翌日から、融資機関に対し利子補給金の全部又は一部の交付を行わないものとする。

(別紙様式第5号の1)

畜産特別資金（ 資金）借入者承認取消通知書

番 号
年 月 日

公益社団法人 中央畜産会会長 殿

代表者氏名

畜産特別資金融通事業実施要領第1の4の(2)の規定に基づき、下記のとおり〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇計画の承認の取消しを行ったので通知します。

記

借受者氏名	貸付実行日	貸付実行額	取消認定日	承認取消理由	備考
	年月日	千円	年月日		

(注) 承認取消理由は、次の該当する項目から選び、数字を記入すること。

また、承認取消を行うに当たって、審査委員会の意見を聴取している場合は、当該委員会の議事録を添付すること。

- 1 経営改善計画の達成が困難となったと認められる場合
- 2 経営改善計画の承認取消しの申請がなされた場合
- 3 経営改善計画の承認後に不実記載が認められる場合
- 4 借入者が大家畜経営又は養豚経営に係る借入希望者の要件を満たさなくなったと認められる場合（ただし、6を除く。）
- 5 審査委員会の審査基準に適合しなくなったと認められる場合
- 6 令和2年度以降に行われた貸付けにあっては、借入者が大家畜又は養豚の経営部門及び経営全体についての収支管理の実施、並びに財務諸表等の融資機関への提出及び保管に係る借入希望者の要件を満たしていないと認められる場合
- 7 6に該当する場合であって、かつ、融資機関が収支管理の実施状況の確認及び財務諸表等の受理、並びに収支管理が実施されない場合の借入者に対する指導の実施に係る融資機関の要件を満たしていないと認められる場合
- 8 融資機関支援計画の承認が取り消された場合

(問6) 融資機関から中央畜産会に提出する書類は、信農連等から直接送付することとされていますが、提出期限等はどのようになっていますか。

(答)

融資機関から中央畜産会に提出する書類には、信農連等が融資機関の委任を受けて提出する書類も含まれます。現在、中央畜産会に提出を必要とする書類は次のとおりです。提出期限の定めのあるものは、いずれも中央畜産会に到着する日ですから提出期限の厳守についてご協力をお願いします。

書類名	提出期限	備考	
利子補給契約締結申込書	貸付実行前に 速やかに	貸付実行されるまでに契約の締結を行っておく必要がある。	
利子補給契約書			
貸付実行状況報告書(別表を含む)	毎年6月末日まで	5月貸付の場合	
	毎年9月末日まで	8月貸付の場合	
	毎年12月末日まで	11月貸付の場合	
	毎年3月末日まで	2月貸付の場合	
事業の実績報告	翌年度の4月10日		
貸付実行状況等異動報告書 (別表を含む)	発生の都度 速やかに	その年の利子補給金請求額の修正を伴うものは、遅くとも利子補給金請求書提出期限の30日前までに	
借入者経営中止状況報告書	発生の都度直ちに		
利子補給金請求書同 (委託機関用)	2月末支払予定のもの	その年度の1月末日	応答日型の一部
	3月末支払予定のもの	その年度の2月末日	12月型 応答日型の一部
	5月末支払予定のもの	その年度の4月末日	応答日型の一部
	6月末支払予定のもの	その年度の5月末日	応答日型の一部
	8月末支払予定のもの	その年度の7月末日	応答日型の一部
	11月末支払予定のもの	その年度の10月末日	応答日型の一部
	12月末支払予定のもの	その年度の11月末日	応答日型の一部
約定償還額の償還状況報告書	同上		
事業委託団体の指定通知	指定の都度直ちに		
借受者承認取消報告書	取消の都度直ちに		
銀行、信用金庫及び信用協同組合の指定	指定の都度直ちに		

(問7) 信農連等が中央畜産会から利子補給業務を受託するときの手続きは、どのようになっていますか。また、一部信農連の農林中金への統合により信農連の委託はどのように変わりますか。

(答)

1. 「信農連等の委託要領」により事務手続きを行います。その手順を項目ごとに整理すると次のとおりです。
 - (1) 「委託依頼書」を中央畜産会から信農連等に送付することにより、委託を依頼します。
 - (2) 信農連等が受託する場合は、中央畜産会へ「委託承諾書（同委託要領別紙様式第1号）」を指定された期日までに提出して下さい。
 - (3) 委託事業が完了した場合は、翌年度の4月10日までに「実績報告書（同委託要領別紙様式第2号）」を提出して下さい。
 - (4) 委託事業実績報告書に基づいて委託費の額の確定を行った後、中央畜産会から信農連等へ委託費の額の確定の通知をし、併せて確定額を送金します。

2. 中央畜産会は、利子補給事業の一部を信農連等に対し委託していますが、一部の信農連が農林中央金庫と統合し、又は統合を予定している場合には、統合信農連にあっては農林中央金庫の営業部店で取扱うこととなっており、今後においてもこの取扱いが行われます。

また、一部系統外金融機関取扱いの資金については、本取扱いの対象外となっていますので、お含みおき下さい。

(参考)

統合(一部事業譲渡)日	信農連	備考
平成11年10月1日	奈良(県農協)	
平成14年10月15日	宮城	
平成15年3月24日	岡山	
平成15年5月6日	栃木	
平成15年10月14日	秋田	
平成15年10月14日	長崎	
平成15年11月4日	山形	
平成16年10月12日	福島	
平成16年10月12日	富山	
平成17年3月22日	熊本	
平成17年8月20日	沖縄(県農協)	
平成21年9月24日	青森	
平成23年10月11日	群馬	
平成25年7月16日	千葉	
平成27年11月1日	島根(県農協)	
令和7年3月1日	宮崎(県農協)	

(問8) 利子補給事業と「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」との関係はどのようになっていますか。

(答)

機構の補助に係るこの事業は、国の補助金と同じく「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」の適用を受けることとなります。関係書類の整備保管等について、例えば畜産特別資金の要領等に次のとおり定めています。

1. 要領第9の規定は、次のとおりです。

第9 帳簿等の整備保管等

- 1 都道府県等、信農連等、県畜産協会等及び融資機関は、第1から第3の事業に係る経理状況を明らかにするとともに、帳簿及び関係証拠書類を整備保管するものとし、その保存期間は、融資機関に対する利子補給金の交付がすべて完了した最終年度の翌年度から起算し、5年間とする。
- 2 融資機関は、都道府県等、信農連等及び中央畜産会が利子補給事業に係る融資の状況に関して報告を求めた場合、又は都道府県等、信農連等及び中央畜産会の職員が、この事業に係る帳簿及び関係証拠書類を調査する場合には協力するものとする。
- 3 略

2. 中央畜産会では、次のとおり取り扱うこととしています。

融資機関は、次の証拠書類を利子補給事業の最終年度の翌年度から5か年間整備保管するものとする。

(「畜産特別資金融通事業実施に当たっての留意事項について」の第9)

- (1) 利子補給契約書
- (2) 借入申込書
- (3) 県知事等の改善計画の承認に係る書面(承認取消しがあった場合はその書面の写)
- (4) 貸付元帳(元帳の余白に「畜産特別資金の資金名」の表示を行うこと。)
- (5) 個人口座へのこの資金の振込みに係る伝票又は現金払いをしたことを証する書面
- (6) 利子補給金の請求及び受領に係る帳票類

2 融資機関関係

(問1) 畜産リノベ資金及び酪肉支援資金の貸付けを予定しています。利子補給を受けるために必要な利子補給契約についての手続きについて教えてください。

(答)

畜産リノベ資金は令和5年度から新たに5年間措置された対策資金です。令和5年度以降新たにこの資金を貸し付ける融資機関は全て利子補給契約の締結が必要となります。また、酪肉支援資金は令和7年度に創設されました。その手続きは、基本的には変わらないので、畜産リノベ資金（大家畜）を例にして説明します。

1. 融資機関は、当該資金の貸付けを行う前に「畜産特別資金利子補給契約締結申込書（大家畜特別支援資金）」（要領の別紙様式第1号の1）1部及び「畜産特別資金利子補給契約書（大家畜特別支援資金）」（同様式第2号の1）2部を中央畜産会に提出（信農連等を経由）し利子補給契約を締結します。
2. 県内に、この事業を取り扱う店舗が2以上ある融資機関の取扱い等については、下記により処理して下さい。

* 利子補給契約の締結

県内に、この事業を取り扱う店舗を2以上有する融資機関にあっては、当該融資機関の本店（県内に本店のない場合は、代表となる支店）が中央畜産会との利子補給契約の相手方となるものとする。

中央畜産会に提出する報告書及び利子補給金請求書の取扱い並びに関係書類の整備保管についても同様とする。

なお、農協の支店についても上記に準ずること。

(説明)

1. 融資機関からの「利子補給契約書」等の提出期限は、要領等では特に定めていませんが、当該貸付実行日までには契約が締結されるよう中央畜産会に提出して下さい。
2. 「利子補給契約書」は、文中の空白の部分（記入例を傍線で表示）に次の記入例のとおり、①には融資機関名、役職名、代表者氏名を、②には県名を記入し、上欄余白に捨印を押印のうえ「利子補給契約締結申込書」に添付して提出して下さい。
なお、利子補給契約書には、収入印紙は必要としません。ただし、要領の様式第2号の1によらない利子補給契約書にあっては、収入印紙を必要とすることもあるので留意すること。
3. 利子補給契約を締結した時は、「利子補給契約書」2部のうち1部を中央畜産会の会長印を押印のうえ融資機関に送付します。
重要な書類ですから大切に保管して下さい。
4. 利子補給契約の締結は、当該資金について初めて貸付けを行う時の一回限りです。継続して行う場合、年度毎に利子補給契約を締結する必要はありません。

畜産特別資金利子補給契約書
(大家畜特別支援資金又は養豚特別支援資金)

公益社団法人中央畜産会会長 ○ ○ ○ ○ (以下「甲」という。) は、畜産特別支援資金融通事業実施要綱別添1 及び畜産特別資金融通事業実施要領を承諾した ① 千代田農業協同組合代表理事組合長 千代田 一郎 (以下「乙」という。) が ② ○○ 県知事の承認を受けて、大家畜特別支援資金を融資した場合に、当該融資額について利子補給金を交付することについて乙と契約する。

令和○○年○○月○○日

記

甲 所在地
名称 公益社団法人中央畜産会
代表者氏名 会長 ○ ○ ○ ○ ㊟

乙 所在地 △△県○○郡□□町○○○
名称 千代田農業協同組合
代表者氏名 代表理事組合長 千代田 一郎 ㊟

(注) 乙は、本契約書2部を作成し、記名押印のうえ、甲に提出するものとする。

(問2) 畜産リノベ資金及び酪肉支援資金の貸付けを実行しました。利子補給関係業務についてどのような書類を提出したらよいでしょうか。

(答)

1. 畜産リノベ資金を例に説明します。

融資機関は畜産リノベ資金を初めて貸し付ける場合は、貸付実行後、速やかに委任状（要領の別紙様式第12号）を信農連等に提出します。

2. 融資機関は貸付実行後、「畜産特別資金貸付実行状況報告書」（同様式第3号の1又は3号の2）に電算システム入力のための「入力-1」（同様式第3号の1又は3号の2別表1）、「入力-2」（同様式第3号の1又は3号の2別表2）及び返済計画表を添付して信農連等に提出し、信農連等は中央畜産会に送付します。

貸付実行報告書の提出期限は、貸付月（5月、8月、11月及び2月）の翌月末日までに提出するものとしています。

これは、電算システムへの登録を貸付日以後1カ月程度を目途に終了させることにより、利子補給業務に支障を来たさないようにするためですので、この提出期限を必ず厳守して下さい。

(説明)

1. 融資機関から信農連等への委任状の提出（要領第1の8の(2)）は、利子補給事務を円滑に行うため利子補給に関する事務の一部を、中央畜産会が信農連等に委託して実施していることによるものです。

要領第1の8の(1)の規定は、次のとおりです。

(1) 信農連等への委託事業

利子補給事業の適正円滑化を図るための融資機関に対する指導及び連絡等に関する次の事業

ア 融資機関から提出された利子補給契約書を取りまとめること。

イ 貸付実行報告書及び異動報告書を取りまとめ、審査及び保管すること。

ウ 中央畜産会から送付された利子補給額等計算書及び異動修正計算書のうち融資機関に係るものを送付すること。

エ 請求書及び償還状況報告書を取りまとめ、審査及び保管すること。

オ 融資機関からの委任による利子補給金の請求及び中央畜産会から交付された利子補給金を融資機関に送金すること。

カ 中央畜産会から融資機関に通知される通知文を伝達すること。

- キ 交付した利子補給金の返還に関する書類を審査すること。
- ク 融資機関の貸付状況等を調査するとともに、経営中止等の事例を的確に把握し、誤って利子補給金の請求が行われないよう指導すること。
- ケ 都道府県等が融資機関に対して行う貸付状況等の現地調査に協力すること。
- コ 利子補給事業に係る会議に出席すること。
- サ その他中央畜産会が必要と認めて委託する業務を処理すること。

2. 現在、116の融資機関（令和7年度期首実交付融資機関数）が畜産特別資金の融資を行っていますが、ほとんどの融資機関が事務の委任を行っています。

なお、委任状の提出は、「利子補給契約書」と同じく令和5年度から新たに措置された畜産リノベ資金について初めての貸付けを行う際の1回だけです。

3. 「貸付実行状況報告書」の提出に当たっては、同報告書の記載内容と別表1（**入力-1**）と別表2（**入力-2**）の記載内容が合致しているかどうか必ず照合して下さい。

なお、**入力-1**・**入力-2**の作成に当たっては、次の点に留意して行って下さい。

- (ア) 貸付対象者の氏名、コード番号ははっきりと記入して下さい。
- (イ) 最近、償還期間、据置期間を誤って報告し、利子補給金を請求する段階で気がついて修正を依頼してくるケースがあります。下記事項については、借用証書、その他の関係資料により入力表の記載内容を必ず確認して下さい。
- (ウ) 貸付区分は、経営改善一般、経営改善特認、経営継承及び残高借換の4区分となっているので、間違いないように注意して下さい。

- 償還期間、据置期間の年数は借用証書の年数どおり記載されているか。
 - 経営の種類・貸付区分コードの番号に誤りはないか。
 - 2件以上の証書により貸付けが行われている場合、貸付対象者コードの記入の仕方が適切に行われているか。
- これらの事項は、特に注意して下さい。また、返済計画表を必ず提出して下さい

(問3) 畜産リノベ資金及び酪肉支援資金の貸付日については、要綱に具体的な期日定めるとともに、「畜産情勢等を勘案し理事長が別に定めることができるものとする。」と定められていますが、具体的な期日はどのようになっていますか。

(答)

原則としての貸付日は、要綱で定められている期日です。

(説明)

1. 要綱の規定は、次のとおりです。

(畜産リノベ資金) 要綱別添1の第2の3の

(2) 貸付日

大家畜・養豚特別支援資金の貸付日は、(1)のエの経営改善計画の承認後であって毎年度、原則として5月31日及び11月30日とするが、畜産情勢等を勘案し理事長が別に定めることができるものとする。

(酪肉支援資金) 同第3の3の

(2) 貸付日

酪農・肉用牛担い手緊急支援資金の貸付日は、(1)のエの担い手経営改善計画の承認後であって、原則として5月31日、8月31日、11月30日及び2月28日とするが、畜産情勢等を勘案し理事長が別に定めることができるものとする。

2. 実際に貸付けを行う日(貸付実行日)は、経営改善計画(又は担い手経営改善計画)の機構の承認日以降、原則的には要綱で定める貸付期日となります。

最近の例では、畜産情勢等を勘案して機構理事長が別に定める貸付実行日として、令和6年能登半島地震の影響により経営が悪化し、負債の償還に支障を生じた経営体を支援するため、令和6年2月29日、同年3月25日、同年4月30日、同年7月1日、同年7月31日、同年9月2日、同年9月30日、同年10月31日、同年12月25日が追加されています。

(問4) 畜産リノベ資金及び酪肉支援資金の償還方法は、どのようになっていますか。

(答)

中央畜産会は、償還方法を次のとおり定めています。

1. 償還方法は、原則として元金を各年均等に償還することとしています。なお、年度ごとの均等償還額に千円未満の端数を生ずる場合は、その端数金額を初年度の償還額に加算することとしています。
2. 1年1回の償還としています。
3. 毎年の償還日(約定償還日)は、原則として貸付日に係る各年の応答日の前日としています。

(説明)

1. 中央畜産会における取扱いは、次のとおりです。

(1) 償還方法は、原則として元金を均等に償還することになってはいますが、利子補給金計算事務を簡素化するため、1年度間の償還は1回とし、借受者との約定に係る償還期日(以下「約定償還日」という。)は原則として毎貸付年度ごとの貸付応答日の前日とします。年度ごとの償還額は別に中央畜産会から通知します。

なお、年度ごとの均等償還額に千円未満の端数を生ずる場合は、その端数金額を初年度の償還額に加算するものとします。

(2) 繰上償還があった場合のその後の償還額の取扱いは、その発生した日の翌日の貸付残高について(1)に準じて処理するものとします。

なお、繰上償還を行う場合は千円単位とするよう指導して下さい。

2. 均等償還額に千円未満の端数が生ずる場合の取扱いのとおり、この資金の償還額は、千円単位で管理を行うこととしています。
3. 貸付応答日とは、貸付実行日と同一の月日をいいますから「貸付年度ごとの貸付応答日の前日」とは、例えばその年度の貸付を11月30日に実行した場合、毎年11月29日がこれに該当する日となります。
4. いわゆるローリング方式により複数年度において経営改善計画を策定する場合、各年度において貸付所要額を算定する都合上、各貸付年度ごとの資金の約定償還日を同一日に揃えて設定する県があります。例えば、各年度の貸付日の設定を11月30日として計画を策定している場合、11月30日以外の日に貸付実行した資金(例、5月貸付分や令和元年11月貸付の場合は11月30日が土曜日であるため12月2日が貸付実行日となるなど)の約定償還日を11月29日に設定するような方法です。

なお、この方法は、年度内の利子補給金の請求回数をまとめることにもなります。

(問5) 畜産リノベ資金及び酪肉支援資金の貸付対象者の償還計画額は、どのようにして設定されますか。

(答)

「(問4)」で回答した償還方法に基づいて計算し設定されます。

- ① 原則として元金均等償還である。
- ② 約定償還は年1回(年賦償還)である。
- ③ ①の均等償還額に千円未満の端数がある時はこれを切り捨てて初年度の償還額に加算する。また、繰上償還があった場合は、繰上償還日の翌日の貸付残高について上記に準じて処理することとしており、それぞれ次の算式により得た金額(その額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てて初年度の償還額に加算する。)を毎年度の償還額とします。

ア 貸付実行当初：貸付実行額÷償還回数(償還期間－据置期間)

イ 繰上償還時：繰上償還後の貸付残高÷繰上償還後の残存償還回数

(説明)

畜産リノベ資金を例に説明します。

1. 畜産リノベ資金(大家畜)の償還期間・据置期間は、要綱別添1の第2の2の(9)のイに定めています。

○償還期限	改善資金	一般	15年以内
		特認・残高借換	25年以内
	継承資金		25年以内
○据置期間	改善資金	一般	3年以内
		特認・残高借換	5年以内
	継承資金		5年以内

2. 畜産リノベ資金(養豚)の償還期間・据置期間は、同第2の2の(9)のウに定めています。

○償還期限	改善資金	一般	7年以内
		特認・残高借換	15年以内
	継承資金		15年以内
○据置期間	改善資金	一般	3年以内
		特認・残高借換	5年以内
	継承資金		5年以内

なお、据置期間は、上記のとおり設定することができますが、必要最小限の年数とするよう指導する必要があります。

3. 据置期間は畜産特別資金の性格上、第1回目の約定償還日から設定することとしており、当初の償還計画においては、中間据置の設定は考えていません。

なお、繰上償還による償還期間の短縮を希望する場合は、その旨を明示して下さい。

(問6) 融資機関に交付される畜産リノベ資金及び酪肉支援資金の年度ごとの利子補給額は、どのようにして計算されていますか。

(答)

1. 当該融資機関の利子補給額は、借受者の経営の種類及び貸付区分（畜産リノベ資金の一般、特認、残高借換及び継承資金並びに酪肉支援資金）ごとに各利子補給金計算期間別に貸付平均残高を算出し、その額に当該利子補給率を乗じて得た額（その額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）の合計額が各年度の交付額となります。
2. 貸付平均残高とは、利子補給金計算期間中の貸付残高の総和を平年、閏年とも365日で除して得た額です。また、この場合、融資機関で約定償還金が延滞していても償還されたものとして利子補給額を計算します。

なお、閏年の貸付残高の総和は366日の計算となります。

3. 貸付平均残高の計算の基礎とする貸付残高は次の(1)～(6)により計算します。
 - (1) 約定償還額は、約定償還日に借受者から償還されていない場合も、約定償還日に償還されたものとして算出する。
 - (2) 約定償還日及び繰上償還日の当日の貸付残高は、償還前の残高とする。
 - (3) 約定償還日が国民の祝日、日曜日その他の休日に当たった場合、民法第142条の規定によれば、翌営業日の償還でよいこととなっているが、利子補給金の計算上は、これによることなく約定償還日に償還があったものとして算出する。
 - (4) 対象外貸付額は、貸付当初から貸付けがなかったものとして貸付実行日からその額を減額する。
 - (5) 経営を中止した場合は、経営中止日の翌日から利子補給金の交付を停止するので経営中止日の貸付残高で利子補給額の計算をする。

なお、継続確認申請を提出して認定を受けた場合は、引き続き利子補給金の交付対象となるので、(問13)を参照すること。
 - (6) 計画の承認の取消しの場合は、取消認定日から利子補給金の交付を停止するので取消認定日の前日までの利子補給金を計算し、取消認定日以降は交付しない。

(問7) 利子補給金計算期間について説明して下さい。

(答)

利子補給金は、貸付資金ごとに毎年1回交付しますが、この利子補給金の計算期間の基礎となる期間を、利子補給金計算期間といいます。

利子補給金計算期間は、その始期と終期の区別により次の応答日型と12月型の2つに分かれます。

○応答日型 …… ① 毎年度、貸付応答日から翌年度の貸付応答日の前日（約定償還日）までを計算期間とする。

② また、貸付応答日の前日以外の日を約定償還日と定めている県にあっては、当該約定償還日の翌日から翌年度の約定償還日までを計算期間とする。

ただし、初年度は、貸付実行日から第1回目の約定償還日までを計算期間とする。

○12月型 …… 毎年、1月1日から12月31日までを計算期間とする。

ただし、初年度（貸付実行年）は、貸付実行日からその年の12月31日まで、また、最終年度は最終年の1月1日からその年の貸付応答日の前日（貸付応答日の前日以外の日を約定償還日に定めた時は当該約定償還日）までとなる。

(説明)

1. 「貸付応答日」及び「貸付応答日の前日」は（問4）で説明したとおりです。

「貸付応答日の前日」は、通常の約定償還日となります。

2. 利子補給金計算期間の方式によって「請求書」の提出期限が異なります。このため、融資機関ごとに利子補給金計算期間が異なると利子補給金請求事務が繁雑となり、県及び信農連等の事務の簡素化を図るため、県下の融資機関と協議して一つの資金について県内融資機関がバラバラにならないよう、また貸付年度によって異なることのないよう統一して下さい。

3. 令和6年度末現在、畜産特別資金の利子補給を行った29道府県について各資金の利子補給金の計算期間の選択状況は次のとおりです。

(1) 総ての資金を12月型としているもの（12月型） 14道府県

(2) 総ての資金を応答日型としているもの（全応答日型） 11道府県

(3) 資金によって12月型或いは応答日型となっているもの（混在型） 2県

(問8) 畜産特別資金の利子補給金「請求書」の様式中「令和〇〇年度分」の表示がありますが、これについて説明して下さい。

(答)

「請求書」の「(令和〇〇年度分)」は、利子補給金の請求年度を記載するものですが、この場合、利子補給金請求書の提出日の属する年度、或いは利子補給金が支払われる年度を記載するのではなく、利子補給金計算期間の末日の属する年度を記載することになります。

(説明)

1. 応答日型の場合

具体的に説明しますと、特別支援資金の平成25年度の第2次貸付の貸付期日は、平成25年11月30日でしたが、これの令和7年度における応答日型の利子補給金計算期間は、令和6年11月30日から令和7年11月29日までですから、当該利子補給金計算期間の利子補給請求分は、「(令和7年度分)」と記入することになります。

同様に、この「請求書」の提出期限は令和8年1月末日で、支払いは2月ですので、利子補給金の支払年度は令和7年度となり、請求年度と支払年度は同じです。

2. 12月型の場合

12月型の利子補給金計算期間は、1月1日(貸付年度は貸付実行日)から12月31日までで、終期の属する年度を記入します。

利子補給金請求書の提出期限は翌年の2月末日、支払いは3月ですので、請求年度と支払年度は同じになります。

(問9) 畜産特別資金の利子補給率等は、各資金の貸付時の金利情勢を勘案して定められていると聞いていますが、現在、貸付中の資金の利子補給率等はどのようになっていますか。

(答)

令和4年度以降に貸し付けた大家畜・養豚特別支援資金の基準金利、貸付金利、利子補給率を、参考に以下表に示します。

資金名	貸付年度	融資機関の貸付金利 (%)	貸付利率 (%)				利子補給率 (%)			
			一般	特認	経営継承	残高借換	一般	特認	経営継承	残高借換
大家畜・養豚特別支援資金	令和4年度(5月31日)	1.75	0.50	0.50	0.50	0.50	1.01	1.01	1.01	1.01
	令和4年度(11月30日)	2.05	0.80	0.80	0.80	0.80	1.01	1.01	1.01	1.01
	令和4年度(2月28日)	2.15	0.90	0.90	0.90	0.90	1.01	1.01	1.01	1.01
	令和5年度(5月31日)	2.05	0.80	0.80	0.80	—	1.01	1.01	1.01	—
	令和5年度(11月30日)	2.45	1.20	1.20	1.20	—	1.01	1.01	1.01	—
	令和5年度(2月29日)	2.35	1.10	1.10	1.10	—	1.01	1.01	1.01	—
	令和5年度(3月25日)	2.35	1.10	1.10	1.10	—	1.01	1.01	1.01	—
	令和6年度(4月30日)	2.35	1.10	1.10	1.10	—	1.01	1.01	1.01	—
	令和6年度(5月31日)	2.45	1.20	1.20	1.20	—	1.01	1.01	1.01	—
	令和6年度(7月1日)	2.65	1.40	1.40	1.40	—	1.01	1.01	1.01	—
	令和6年度(7月31日)	2.65	1.40	1.40	1.40	—	1.01	1.01	1.01	—
	令和6年度(9月2日)	2.65	1.40	1.40	1.40	—	1.01	1.01	1.01	—
	令和6年度(9月30日)	2.55	1.30	1.30	1.30	—	1.01	1.01	1.01	—
	令和6年度(10月31日)	2.45	1.20	1.20	1.20	—	1.01	1.01	1.01	—
	令和6年度(12月2日)	2.55	1.30	1.30	1.30	—	1.01	1.01	1.01	—
	令和6年度(12月25日)	2.65	1.40	1.40	1.40	—	1.01	1.01	1.01	—
令和6年度(2月28日)	2.75	1.50	1.50	1.50	—	1.01	1.01	1.01	—	

(問10) 要領第1の6の(3)に利子補給金請求書は、中央畜産会から送付された「利子補給額等計算書」又は「異動修正計算書」に基づき作成するとありますが、この両計算書について説明して下さい。

(答)

1. 「利子補給額等計算書」は、融資機関から提出された貸付実行報告書に基づき電算処理を行って各年度の償還計画額・利子補給額を出力したものです。「異動修正計算書」は、融資機関から提出された「異動報告書」に基づき電算処理を行って、異動後の貸付残高に基づく各年度の償還額・利子補給額を出力したものです。
2. 異動報告書の提出に当たっては、異動の内容に応じて要領の別紙様式第7号の1又は第7号の2の別添1「資金貸付実行状況等異動表」、同別添2「合併に伴う利子補給契約の承継について(通知)」、同別添3「利子補給事業融資機関コード等変更入力票1」、同別添4「〇〇〇資金貸付対象者氏名の変更について」及び同別添5「貸付対象者氏名変更入力票1」及び同別添6「償還猶予等異動表」を添付して下さい。
なお、「利子補給額等計算書」の送付の時期は、「貸付実行報告書」の提出期限経過後おおむね2ヶ月以内に送付します。また、「異動修正計算書」は要領第1の6の(2)により返還金が発生するものは直ちに、その他のものは要領第1の6の(3)の期限までに提出のあった分を取りまとめ、「請求書」の提出に間に合う時期までに、それぞれ送付します。
3. 「利子補給額等計算書」及び「異動修正計算書」に記載されている各欄の年度は利子補給金計算期間の末日の属する年度をもって表示してあります。
4. 「利子補給額等計算書」または「異動修正計算書」を受領したら「貸付報告書」または「異動報告書」のとおり電算処理が行われているか必ず確認して下さい。

－特注－

中央畜産会から送付する電算出力表「償還計画額・利子補給額計算書等」は、償還が完了するまでの重要な資料となりますから、必ず金額を確認して下さい。

特に、繰上償還等の異動処理に伴って送られてきた電算出力表の内容確認は、必ず行うようにして下さい。

(問 1 1) 利子補給金の交付停止の規定に該当した場合及び繰上償還等により貸付残高に異動が生じた場合の事務処理について教えてください。

(答)

1. 利子補給金の交付停止は、要領第 1 の 4 の (4) のとおり経営を中止した場合及び経営改善計画の承認が取消しとなった場合が該当します。

なお、承認の取消しに該当する場合は、機構の要綱に定められており、畜産リノベ資金にあっては、

- ① 経営改善計画の達成が困難となったと認められる場合
 - ② 経営改善計画の承認取消しの申請がなされた場合
 - ③ 経営改善計画の承認後に不実記載が認められる場合
 - ④ 借入者が大家畜経営又は養豚経営に係る借入希望者の要件を満たさなくなったと認められる場合 (ただし、⑥を除く。)
 - ⑤ 審査委員会の審査基準に適合しなくなったと認められる場合
 - ⑥ 令和 2 年度以降に行われた貸付けにあっては、借入者が大家畜又は養豚の経営部門及び経営全体についての収支管理の実施、並びに財務諸表等の融資機関への提出及び保管に係る借入希望者の要件を満たしていないと認められる場合
 - ⑦ ⑥に該当する場合であって、かつ、融資機関が収支管理の実施状況の確認及び財務諸表等の受理、並びに収支管理が実施されない場合の借入者に対する指導の実施に係る融資機関の要件を満たしていないと認められる場合
 - ⑧ 融資機関支援計画の承認が取り消された場合
- が該当します。

2. また約定償還以外の貸付残高の異動は、対象外貸付があった時と任意の繰上償還があった時が該当します。

3. 1 及び 2 のケースとも速やかに次の書類を提出して下さい。

- ① 「貸付実行状況等異動報告書」 (要領の別紙様式第 7 号の 1 又は第 7 号の 2)

(文書番号及び日付は必ず記入して下さい。)

- ② 同報告書の様式 7 号 1 又は第 7 号の 2 の別添 1 「貸付実行状況等異動表」繰上償還の内容、経営中止日を確認する書類を添付して下さい。
- ③ 経営中止状況報告書 (経営を中止した場合のみ)

経営を中止し、継続確認申請を提出して認定を受けた場合は (問 1 3) を参照して下さい。

(説明)

1. 異動事由と貸付実行状況等異動表の異動発生日との関係は、次のとおりです。

(1) 経営中止は、経営を中止した日を異動発生日とします。

経営を中止した日は、経営の種類別に要領に次のとおり定めています。

ア. 酪農経営 生乳の最終出荷日（搾乳を目的とする乳用種雌牛の販売を行う経営にあっては当該牛の最終出荷日）

イ. 肉用牛経営 肉用牛の最終出荷日

ウ. 養豚経営 繁殖雌豚又は肥育豚の最終出荷日

(2) 計画の承認取消しは、取消認定日の前日を異動発生日とします。

(3) 対象外貸付は、貸付実行日を異動発生日とします。

対象外貸付とは、本資金が営農以外の生活資金の借換えに充当された等の目的外使用、借換対象資金の算定誤りから必要以上の資金の貸付けを受けた等の算定ミス及び本資金が計画どおりに負債の借換えに充当されず預金口座等に長期に滞留している場合等本来利子補給の対象とすることが適当でない場合をいいます。

(4) 任意の繰上償還（約定償還以外の償還）は、繰上償還をした日を異動発生日とします。また、貸付実行日当日の繰上償還は、原則として対象外貸付として処理することにします。

2. 要領第1の4の(4)の規定は、次のとおりです。

(4) 利子補給の停止

中央畜産会は、(2)により経営改善計画の承認が取消された場合にあっては当該取消認定日から、(3)により借入者が経営を中止した場合にあってはその翌日から、融資機関に対し利子補給金の全部又は一部の交付を行わないものとする。

(問12)「異動報告書」は「貸付実行報告書及び利子補給額等計算書並びに貸付対象者別償還計画額・利子補給額計算書の内容に異動が生じた場合速やかに提出する」と要領に定めてありますが、この報告が遅れた場合、利子補給金請求にどのような支障が生じますか。また、提出期限はありますか。

(答)

中央畜産会から利子補給金が支払われた後に、当該期間に係る異動報告が提出された場合は、利子補給金の返還を伴う異動処理となります。この場合、既受領の利子補給金に利息相当額を加えて返還することになり、余分な負担を伴う結果となります。

従って、異動事例についての的確に把握し速やかに報告すれば、利子補給金請求に何ら支障はありません。

しかし、やむを得ず遅れるような場合も想定されますが、この場合でも、利子補給金の「請求書」の提出期限の少なくとも30日前までに報告されれば、適正な利子補給額で支払うことが可能です。

(説明)

1. 要領第1の6の(1)のウに「当年度の利子補給金の請求金額に修正を伴う異動報告書は、遅くとも、その年の利子補給金請求書の提出期限の30日前までに、中央畜産会に到着するよう留意するものとする。」の一項が設けられています。この「30日前」は融資機関から「異動報告書」が中央畜産会に到着した後、中央畜産会での入出力処理の時間と中央畜産会から送付する「異動修正計算書」が融資機関へ届くまでの日数とを考慮しての期限です。これを過ぎて提出のあったものは、一旦、当該異動の受理前の状況で利子補給金を交付し、その後、返還金を伴う異動として処理することとなる場合があります。
2. 異動事例の把握が遅れて発生後1年以上を経過した場合は、「異動報告書」に①利子補給金請求額の相違が判明した経緯、②利子補給金請求額が相違した理由・原因、③適正な利子補給事務を進めるための今後の取組を記載した文書を添付して提出して下さい。

(参考)「畜産特別資金融通事業実施に当たっての留意事項」(令和7年4月18日公益社団法人中央畜産会)第8

1 適正な利子補給事務を進めるためには、貸付実行後、約定償還以外の理由(対象外貸付の発生、任意の繰上償還、経営中止、計画の承認の取消しによる利子補給金の交付の停止及び期限の利益喪失)による貸付残高の異動を貸付対象者ごとに確実に把握することが必要である。融資機関は、担当部門間・本支店間の連絡を密にして貸付対象者の経営状況、異動事例の的確な把握に努め、利子補給金の返還が発生することのないようにすること。万一、異動の把握が遅れたため、発生後1年以上経過した事例が生じた場合には、要領に基づく貸付実行状況等異動報告書に、その遅れた事由を添えて中央畜産会に提出すること。

－特注－

異動事例の報告遅延は、利子補給金の返還をまねくこととなりますので、異動事例の的確な把握と迅速な報告について融資機関はもとより県・信農連等においても特別の配慮をお願いします。

(問13) 経営を中止した者について継続確認申請の認定を受けた場合の事務処理について教えて下さい。

(答)

経営を中止した者について融資機関から継続確認申請書の提出があり、県等が認定し場合は「翌年の経営中止応答日まで」を限度として利子補給金の交付を延長する取扱いがあります。この取扱いを適用する場合には、次のような手続きに依ってください。

1. 経営中止があったときは、中央畜産会に直ちに経営中止状況報告書のみを提出し、「異動報告書」は利子補給金の交付停止日が到来したときに、「継続確認申請書の写」及び「利子補給金の交付停止日の到来について」を添付して提出して下さい。
2. 継続確認申請書により利子補給金の交付が延長されている期間中に資産処分等により一部繰上償還となった場合は、その都度「異動報告書」を提出して下さい。
3. 繰上償還により当該資金の償還が完了した場合（全額繰上償還）は、「異動報告書」に「継続確認申請書の写」及び「利子補給金交付停止日の到来について」を添付して提出して下さい。
4. 「利子補給金の交付停止日の到来について」の様式例は、別紙様式例3のとおりです。

(説明)

1. 「畜産特別資金融通事業実施に当たっての留意事項」（令和7年4月18日公益社団法人中央畜産会）第7の4の規定は、次のとおりです。
 - 4 利子補給金の交付の停止（経営中止の場合）
 - (1) 畜産特別資金の借入者が利子補給期間中に経営を中止した場合は、(2)の場合を除き、引き続き利子補給の対象とすることはできないので、融資機関は、借入者の経営中止時点を的確に把握し、要領第1の4の(3)のア、イ及びウに定める期日の翌日以降の利子補給金に係る請求を行わないようにすること。
 - (2) 経営主の事故、病気等の不測の事態の発生により経営を中止せざるを得なかった場合、作目を転換し経営安定を図ろうとする場合又は農地等を処分し借入金の償還に充当しようとする場合であって、やむを得ないと認められるときは、次のいずれか早い日までの利子補給金の交付を認めるものとする。
 - ア 営農に係る資産を最終処分した日
 - イ 酪農経営にあっては生乳（搾乳を目的とする乳用種雌牛の販売経営を含む。（以下「乳用種雌牛の販売」という。））の、肉用牛経営にあっては肉用牛の最終出荷時点から1年を経過した日
 - ウ 養豚経営にあっては、繁殖雌豚又は肥育豚の最終出荷時点から1年を経過し

た日

(3) 融資機関は、経営を中止した者について(2)を適用する場合、酪農経営にあっては生乳(乳用種雌牛の販売を含む。)の、肉用牛経営にあっては肉用牛の最終出荷後、また、養豚経営にあっては、繁殖雌豚又は肥育豚の最終出荷後、直ちに、別紙様式例2により利子補給継続確認申請書を信農連等経由のうえ県に提出し、確認を受けること。

なお、融資機関は、利子補給継続確認申請書を提出し確認を受けた借入者について、資産処分の状況を報告させる等により利子補給金の交付が停止となる時点を的確に把握するものとし、(2)の基準のいずれか早い日の到来後、直ちにその者の氏名及び利子補給金交付停止日等必要な事項を別紙様式例3により都道府県知事等及び信農連等に報告するものとする。

(4) 都道府県知事等は、利子補給金の交付が停止となる時点到来の報告を受けたときは、その都度利子補給継続確認申請書等の写を添付のうえ、中央畜産会に通知するものとする。

(5) (2)のアでいう営農に係る資産を最終処分した日とは、資産の最終の売買契約締結日とする。

(6) (2)のイ及びウの日までに営農に係る資産処分ができなかった場合は、融資機関はその資産処分ができなかったことを説明できる書類を整備しておくものとする。

2. 前記(答)3の「当該資金の償還が完了した場合(全額繰上償還)」とは、ある年度についてではなく、当該資金の残高の全ての償還が完了した場合をいいます。

(別紙様式例3)

令和 年 月 日

都道府県(知事) 殿
(信用農業協同組合連合会等経由)

所在地
融資機関名
代表者氏名

利子補給金の交付停止日の到来について

畜産特別資金特別融通事業実施に当たっての留意事項第7の4の(2)を適用した
〇〇〇〇〇資金借入者について、利子補給金の交付停止日が到来したので下記のとおり通
知します。

記

1. 借入者氏名
2. 経営を中止した日 年 月 日
3. 利子補給金の交付を停止する日 年 月 日
4. 利子補給金停止日前日の貸付残高

(単位：千円)

貸付年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇年度
貸付残高					

5. 第7の4の(2)のアに該当する場合は最終処分の日 年 月 日第7の4の
(2)のイ又はウに該当する場合は、営農に係る資産を処分できなかった事情

(注) 記の5の年月日を証する売買契約書の「写」等の関係書類を添付すること。

(問14) 約定償還日に任意の繰上償還があった場合、また、約定償還日の到来前に約定償還分の償還（いわゆる約定償還額の内入れ）があった場合は、どのように処理したらよいですか。

(答)

1. 畜産特別資金では約定償還額を延滞した場合、延滞額は利子補給の対象としないので、約定償還額は約定日に償還があったものとして自動的に当該約定償還額を減額して貸付金残高を算定します。

したがって、約定償還日に任意の繰上償還があった場合、当日の電算処理は約定償還額を差し引いた後の貸付残高について繰上償還を処理することになります。このため、必ず繰上償還額のみを異動額として「異動報告書」を提出してください。約定償還額を含めた額を異動額として「異動報告書」を提出すると約定償還額を重複して差し引くことになり、誤った処理が行われます。

2. 約定償還額の内入れ（約定償還額又は約定償還額の一部を約定償還日の到来前に償還すること。）があった場合は、任意の繰上償還ではないので「異動報告書」の備考欄に必ず「**内入れ**」と表示し提出して下さい。

内入れ額について、誤って「異動報告書」に内入れと記入せず提出すると、繰上償還の処理＝当該金額充当後の貸付残高を残存約定償還回数で除して新しい約定償還額が設定され、当該約定償還日に再び自動的に償還処理が行われることになります。

約定償還日間近の償還は任意の繰上償還か、約定償還額の内入れか、借入者の意思を確認し、間違いのないように処理して下さい。

3. 次年度以降の償還分も早期に償還することも可能です。当年度償還と次年度分の償還を合わせて償還する借入者が増えてきたことに対応するものです。「異動報告書」の備考欄に必ず「**早期償還**」と表示し提出して下さい。

ただし、償還期間の短縮を希望する場合は、システムにおいては個別に対応することとしていますので留意して下さい。

4. また、任意の繰上償還に併せて償還期間の短縮を行うことも可能です。「異動報告書」の備考欄に必ず「**期間短縮〇年**」と表示し提出して下さい。ただし、当該繰上償還額を約定償還額で除して短縮年を算出しますので当該繰上償還額は約定償還額を上回る必要があります。なお、当該金額充当後の貸付残高を短縮後の残存約定償還回数で除して新しい約定償還額（均等償還額）を設定します。均等償還額に千円未満の端数が生ずる場合は、その端数金額を初年度の償還額に加算することとしています。

(問15) 畜産特別資金について経営改善計画の承認取消しがありました。どのように処理したらよいですか。

(答)

畜産特別資金の異動報告に準じて処理して下さい。

「異動報告書」及び要領の「別紙様式第7号の1又は第7号の2別添1」を速やかに提出してください。

なお、利子補給金は取消認定日から交付を停止しますので、異動発生日は取消認定日の前日を記入し、異動理由は経営中止として表示をし、備考欄に承認取消しと記入して下さい。

(説明)

畜産リノベ資金の場合の規定を例示すると次のようになっています。

○ 要綱別添1の第2の2の(12)の規定は、次のとおりです。

(12) 経営改善計画の承認の取消し

ア 都道府県知事等は、次の(ア)から(エ)まで、(キ)又は(ク)に掲げるいずれかの事項に該当する場合には、3の(1)のエの承認を取り消すものとする。また、(オ)又は(カ)に該当する場合であって、そのことに正当に理由がなく、かつ、改善の見込みがないものと認める場合には、3の(1)のエの承認を取り消すことができるものとする。

(ア) 経営改善計画の達成が困難となったと認められること。

(イ) 経営改善計画の承認取消しの申請がなされたこと。

(ウ) 経営改善計画の承認後に不実記載が認められること。

(エ) 借入者が(3)のアの(ア)から(エ)まで若しくはイの(ア)から(エ)まで又は(4)のアの(ア)から(エ)まで若しくはイの(ア)から(エ)までの借入希望者の要件を満たさなくなったと認められること。ただし、次の場合においてはこの限りではない。

a 後継者が不慮の事故等により大家畜経営又は養豚経営に従事できなくなった場合

b 当初の後継者に代わり、他の者が(3)のイの(ウ)又は(4)のイの(ウ)の要件を満たすこととなった場合

(オ) 令和2年度以降に行われた貸付けにあつては、借入者が(3)のアの(オ)若しくはイの(オ)又は(4)のアの(オ)若しくはイの(オ)の借入希望者の要件を満たしていないと認められること。

(カ) (オ)に該当する場合であって、かつ、融資機関が(8)のイの(イ)の要件を満たしていないと認められること。

(キ) (13)のアにより支援計画の承認が取り消された場合

(ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか、(10)の審査基準に適合しなくなったと認められること。

イ アの取消しを行うに当たって、都道府県知事等は、審査委員会の意見を聴くことができるものとする。

ウ 都道府県知事等は、経営改善計画の取消しを行ったときは、速やかに借入者、融資機関及び公募団体に対して、承認取消事由を明らかにした上で通知するものとする。

○ 要領第1の4の(4)の規定は、次のとおりです。

(4) 利子補給の停止

中央畜産会は、(2)により経営改善計画の承認が取り消された場合にあっては当該取消認定日から、(3)により借入者が経営を中止した場合にあってはその翌日から、融資機関に対し利子補給金の全部又は一部の交付を行わないものとする。

(問16) 畜産特別資金の償還途中で、融資機関から繰上償還請求があり期限の利益を喪失した場合の貸付実行状況等異動報告書における利子補給中止の事由発生との関係はどのようになりますか。

(答)

1. 畜産特別資金においては、約定償還日に借入者から償還されていない場合も、約定償還日に償還されたものとして利子補給金を算出することとしています。

したがって、これに鑑み、融資機関が借入者に繰上償還請求等を行い期限の利益を喪失させた場合は、その償還の有無にかかわらず、喪失した日の翌日から利子補給金の計算の対象から除外されることとなります。

2. このような場合、期限の利益喪失日を異動日とする貸付実行状況等異動報告書を中央畜産会に提出することになりますが、融資機関が繰上償還請求を行うようなケースには資金借入者側において経営中止等の事態が生じていること等が考えられます。

一般的に想定される、期限の利益喪失とその前後に発生する事象の関係から貸付実行状況等異動報告書の異動の事由について整理すると次のような関係になります。

(想定される例)

事象の前後関係		利子補給中止事由
前	後	
・経営中止	・期限の利益喪失	・経営中止
・期限の利益喪失	・経営中止	・期限の利益喪失
・期限の利益喪失	・資産処分による全額繰上償還	・期限の利益喪失
・資産処分による全額繰上償還	・経営中止	・資産処分による全額繰上償還

(問17) 繰上償還で千円未満の金額のある償還がありました。貸付実行状況等異動表の異動修正欄の金額は千円単位となっていますが、どのように処理したらよいですか。

(答)

畜産特別資金では貸付残高は千円の単位で管理することとしています。設問のように償還額に千円未満の額がある時は、貸付実行状況等異動表の異動修正欄の繰上償還額は千円単位の繰上償還額に切り上げて（例えば55,500円の繰上償還は56千円と記入）記入して下さい。

(説明)

繰上償還として受け入れた千円未満の額を切り捨てて「異動報告書」を提出するとその後事業終了まで中央畜産会の管理する貸付残高は、融資機関の管理する貸付残高より切り捨てた額だけ多いことになり、利子補給金の過払いという問題が発生しますので注意して下さい。

(問18) 利子補給金請求書は中央畜産会から送付を受けた「利子補給額等計算書」又は「異動修正計算書」に基づき作成すると要領にありますが、作成の考え方を教えてください。

(答)

利子補給金請求書は、中央畜産会から送付を受けた資金別、貸付年度別の「利子補給額等計算書」又は「異動修正計算書」に基づき、次により作成します。

なお、「利子補給額等計算書」及び「異動修正計算書」については、資金別に作成していますので融資機関の請求額は、それぞれの資金の合算額となります。

1. 請求対象資金について貸付実行後、貸付対象者に異動が全くない場合、当初送付を受けた当該資金の「利子補給額等計算書」の利子補給額欄の該当する年度の金額を「利子補給金請求書」の該当する貸付年度欄に記入して下さい。
2. 請求対象資金について貸付実行後、貸付対象者に異動があった場合、送付を受けた「異動修正計算書」のうち最も新しい「異動修正計算書」の利子補給額欄の該当する年度の金額を「利子補給金請求書」の該当する貸付年度欄に記入して下さい。

(問19) 利子補給金の請求に当たって、「事務チェック表」を添付して提出するのは、
どうしてですか。

(答)

中央畜産会から利子補給金が支払われた後に、当該期間に係る異動報告を失念したために利子補給金の返還事例が毎年数件発生しております。

このことは、異動事案を的確に把握し速やかに報告していれば、利子補給金の返還は発生することはありません。

そこで、返還金の発生を未然に防止するために、利子補給金請求時に必ず、

- (1) 中央畜産会から送付される都度、異動報告書提出該当案件と計算書（様式第4号別表）を突合して整合性を確認している。
- (2) 決算時又は年度期首に農協の貸付残高データと中央畜産会の貸付残高を突合している。
- (3) 利子補給金請求時に農協の貸付残高データと中央畜産会の貸付残高を突合している。

等のチェックを複数により行ってもらうこととしました。

別紙の「利子補給金請求に係る事務チェック表」（要領別紙様式第9号の別添）により行ってください。

令和 年 月 日

〔 融資機関名 〕

貸付残高等照合者	貸付残高等突合者

利子補給金請求に係る事務チェック表

- 1 貸付残高、償還計画額・利子補給額〔該当するものに○印、日付等を記入します〕
 - (1) 中央畜産会から送付される都度、異動報告書提出該当案件と計算書（様式第4号別表）を突合して整合性を確認している。
 - (2) 決算時又は年度期首に農協の貸付残高データと中央畜産会の貸付残高を突合している。
 - (3) 利子補給金請求時に農協の貸付残高データと中央畜産会の貸付残高を突合している。
今回は〔令和 年 月 日〕に突合した。
 - (4) その他〔具体的に記入 〕

- 2 繰上償還、経営中止に係る異動報告〔該当するものに○印、日付等を記入します〕
 - (1) 農協支店（支所）にも異動報告の提出漏れ、コンピュータで支店（支所）からの送金報告に係る異動関係データを確認し、異動報告は全て提出したことを確認している。
 - (2) 異動報告に漏れがあったので、〔ア 令和 年 月 日に中央畜産会に提出済、イ 令和 年 月 日に提出予定〕である。
 - (3) その他〔具体的に記入〕

- 3 利子補給額〔該当するものに○印、日付等を記入します〕
 - (1) 農協データと中央畜産会から送付された計算書と突合して整合することを令和年 月 日に点検して、利子補給金請求書を作成した。
 - (2) その他〔具体的に記入 〕

(問20) 利子補給金の「請求書」の提出期限は、どのようになっていますか。

(答)

「請求書」の提出期限は、要領第1の6の(3)で、毎年度、中央畜産会会長が別に定めることとされており、具体的には「畜産特別資金利子補給事業に係る利子補給金請求事務の手引き」により、資金別、貸付年度別、利子補給の型別(応答日型、12月型の別)に規定しています。

「請求書」の提出期限は、各資金とも原則として利子補給金計算期間の末日の属する月の翌々月の末日を提出期限とする考え方です。

なお、最近の利子補給金「請求書」等の提出期限の設定及び中央畜産会からの送金状況は、「1 県及び信農連等関係(問4)」の一覧表のとおりです。

(問 2 1) 請求した利子補給金は、いつ頃、融資機関に送金されますか。

(答)

利子補給金の交付は、従来から委託機関（信農連等）に交付し、当該「利子補給金請求書」の提出期限の翌月末日までには融資機関への送金ができるようにしています。今後も、原則としてこの考え方は変わりません。

(参考)

最近の利子補給金の送金状況は、「1 県及び信農連等関係（問 4）」を参照して下さい。

(問 2 2) 受領済の利子補給金の返還を必要とする事例が発生しました。事務処理について教えてください。

(答)

返還金の事務処理の手順は次のとおりです。

なお、最近、返還金事案の発生にかんがみ、本資金制度・事務手続きに対する一層の理解の醸成に努めるとともに、関係部署間の緊密な連携を図りつつ、貸付対象者の経営状況の的確な把握を行うなど、適正な事業執行・事務処理の励行に努める必要があります。

1. 融資機関は、速やかに「異動報告書」を提出して下さい。

特に、異動事例の把握が遅れて発生後 1 年以上を経過した場合は、「(問 1 2 (答) の (説明)」) のとおり「異動報告書」に①利子補給金請求額の相違が判明した経緯、②利子補給金請求額が相違した理由・原因、③適正な利子補給事務を進めるための今後の取組を記載した文書を「異動報告書」に添付して提出して下さい。なお、異動事由が経営中止の時には、借入者経営中止状況報告書も必ず添付して下さい。

2. 中央畜産会から「異動修正計算書」及び返還請求文書（畜産特別資金利子補給金の返還請求について）を融資機関に送付します。

なお、県等及び信農連等にも返還請求の写を添付して同時に通知します。

3. 融資機関は、返還請求文書記載の金額を返還予定日に中央畜産会指定の口座に納付して下さい。

(説明)

1. 返還する金額は、要返還利子補給金の額に当該利子補給金を交付した日から納付の日までの日数に年 7.5% の利率を乗じて得た額（利息相当額）を加算した額です。納付請求に当たっては予め関係機関と協議して、納付期限（要領第 1 の 4 の (5) に規定する別表 3 に定める期限）の範囲内で返還予定日を定めた上で、返還額を計算して納付請求をしています。納付予定日を超えて納付する場合は、通知の納付請求額より返還する額が多くなり事務も繁雑となるので必ず指定の返還予定日に納付するようにして下さい。

2. 返還金の納付期限は、中央畜産会が文書によって納付請求を行った日から起算して 40 日目までです。納付期限を超えて納付することになった場合は、中央畜産会が当該利子補給金を交付した日から起算して納付期限までの日数に応じて計算した返還金について納付期限の翌日から納付を受ける日までの日数に応じ年 10.95% の割合で計算した額を同時に納付することになります。

(問23) 農協合併がありました。合併農協中に畜産特別資金取扱融資機関がある場合の事務処理を教えてください。

(答)

合併時等の事務処理について融資機関から中央畜産会に提出する書類は次のとおりです。

1 合併に伴う利子補給契約の承継について (通知)

(要領の別紙様式第7号の1又は第7号の2の別添2)

2 利子補給事業融資機関コード等変更入力票1

(同別添3)

(1) 合併によって融資機関コードを変更する必要がある場合、或いは合併により合併前の貸付対象者コードが重複する等により貸付対象者コードを変更する必要がある場合に1に添付して提出して下さい。

(2) なお、同一年度に2件以上の貸付があった場合は、証書が2枚以上のため貸付対象者コードの最初の1桁を1、又は2として貸付コードを設定した場合(例えば令和6年度貸付のコード番号0000100000、令和7年度貸付は証書2枚のため、コード番号1000100000と2000100000の2つのコードを設定)は同一人であってもコード番号上はそれぞれ別件となるので、この場合は同一人の名前で3件のコード番号を入力表に記入することが必要です。特に注意をお願いします。

3 貸付対象者氏名の変更について(同別添4)は、貸付対象者氏名変更入力票1(同別添5)よりすみやかに提出して下さい。

4 合併処理の終了した後は、合併後の融資機関名で出力された「利子補給額等計算書」又は「異動修正計算書」により利子補給金の請求を行うこととなりますが、利子補給金請求時に合併処理が終了していない場合は、合併前の各融資機関に送付された「利子補給額等計算書」又は「異動修正計算書」の当該請求年度の利子補給額を合計した額により利子補給金の請求を行って下さい。

5 なお、今後、銀行、信用金庫及び信用協同組合の合併も想定されますが、合併処理については農協合併と同一の取扱いとなります。

(問24) 融資機関が合併した場合の利子補給に係る電算処理システムは、どのようになっていますか。

(答)

1. 合併後の融資機関（以下「新融資機関」という。）と合併前の融資機関（以下「旧融資機関」という。）の融資機関コードが異なるときは、旧融資機関の貸付対象者を新融資機関の融資機関コードに異動修正（合併処理）する必要があります。この処理のシステムは旧融資機関の貸付対象者で合併時畜産特別資金の貸付残高のある者について、当該資金に係る総ての貸付実行の記録、異動処理の記録を新融資機関に移動させる方式をとっています。即ち、合併前から新融資機関において資金の貸付実行を受けていたものとして取り扱うこととなります。
2. 融資機関へ交付する利子補給金の計算は（問6）で説明したとおりですから、この合併処理の結果、合併前の融資機関の利子補給金の計算過程において切り捨てられていた円未満の端数金額が合算されますので、場合によっては新融資機関に送付する「利子補給額等計算書」の利子補給額の合計額が僅かに多くなることがあります。
即ち、合併前の年度（利子補給金交付済）については、合併後の「利子補給額等計算書」の利子補給額と交付済利子補給額とに僅かな差が生ずる年度があれば合併による不一致と承知して下さい。
3. 合併前に発生した返還を伴う異動に係る「異動報告書」を合併後の融資機関から提出した場合、交付済の利子補給額は、合併後の融資機関に送付した「異動修正計算書」の利子補給額によらず必ず合併前の関係融資機関に交付した利子補給金の合計額で確認をして下さい。

(問25) 畜産特別資金の借入者が高齢のため経営委譲しました。どのような手続きが必要ですか。

(答)

畜特資金の借入者が経営委譲等を行った場合は、資金貸付対象者氏名の変更について(要領の別紙様式第7号の1又は第7号の2別添4)、貸付対象者氏名変更入力票1(同別添5)によりすみやかに提出して下さい。

(説明)

経営委譲による氏名変更の場合の貸付対象者コードは、委譲者の貸付対象者コードを引継ぎ使用することを原則とします。

(問26) 融資機関等が提出することになっている要領に定める諸様式は、中央畜産会から送付されるのですか。

(答)

各資金の諸様式は、要領を参照して下さい。

なお、下記の諸様式は当会ホームページに掲載している様式をダウンロードして利用して下さい。

記

	様式名	提出機関
貸付 関係	利子補給契約締結申込書	融資機関
	利子補給契約書	//
	貸付実行状況報告書	//
	同別表1及び別表2(含む、エクセルシステム)	//
	委任状	//
	貸付実行状況報告書の送付について(委託機関用)	信農連等
利子 補給 関係	借入者承認取消通知書	都道府県
	貸付実行状況等異動報告書	融資機関
	同別添1～6	//
	借入者経営中止状況報告書	//
	利子補給金請求書	//
	約定償還額の償還状況報告書	//
	利子補給金請求書(委託機関用)	信農連等
	利子補給事業実績報告書	融資機関

[当会ホームページの様式掲載]

「支える」→「畜産特別資金に関する情報」→「3 畜特資金融通事業」→「利子補給事業関係様式」

(問 2 7) 利子補給事業の関係書類の整備保管は、何年間ですか。

(答)

機構の補助に係るこの事業は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)」の適用を受けることになります。

要領第 9 に次のように規定しています。

○第 9 帳簿等の整備保管等

- 1 都道府県等、信農連、県畜産協会及び融資機関は、第 1 から第 3 の事業に係る経理状況を明らかにするとともに、帳簿及び関係証拠書類を整備保管するものとし、その保存期間は、融資機関に対する利子補給金の交付がすべて完了した最終年度の翌年度から起算し、5 年間とする。
- 2 融資機関は、都道府県等、信農連等及び中央畜産会が利子補給事業に係る融資の状況に関して報告を求めた場合、又は都道府県等、信農連等及び中央畜産会の職員が、この事業に係る帳簿及び関係証拠書類を調査する場合には協力するものとする。

また、帳簿等の整備保管等については、「畜産特別資金融通事業実施に当たっての留意事項について」の第 9 にて、次のとおり取り扱うこととしています。

○第 9 整備保管すべき証拠書類

融資機関は、次の証拠書類を利子補給事業の最終年度の翌年度から 5 か年間整備保管するものとする。

- 1 利子補給契約書
- 2 借入申込書
- 3 県知事等の大家畜・養豚経営改善計画の承認に係る書面（承認の取消しがあつた場合はその書面。）の写し
- 4 貸付元帳（元帳の余白に「畜産特別資金の資金名」の表示を行うこと。）
- 5 個人口座へのこの資金の振込みに係る伝票又は現金払いをしたことを証する書面
- 6 利子補給金の請求及び受領に係る帳票類